

2022年4月25日

神奈川県横浜市港北区菊名7丁目3番16号
大井電気株式会社
代表取締役社長 石田 甲 様

F20,1st Floor,Eden Plaza,
Eden Island,Seychelles
Unearth International Limited
Director Masahiro Naito

株主提案書

弊社 Unearth International Limited (以下「弊社」と言います。)は、大井電気株式会社 (以下「当社」と言います。)の発行済株式総数の議決権を300個以上6か月前から引き続き保有しております。

弊社は、当社に対し、令和4年6月開催予定の当社第98期定時株主総会(以下「本総会」と言います。)において、下記の事項を株主総会の議案とし、かつ、株主総会招集通知に記載することを請求します。

1. 提案する議題の内容

(1) 自己株式取得の件

会社法156条1項の規定に基づき、本総会終結のときから1年以内に当社普通株式を、株式総数147,000株、取得価格の総額600,000,000円(ただし、会社法により許容される取得価額の総額(会社法461条に定める「分配可能額」)が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額)を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 株式分割の件

当社普通株式について、以下のとおり株式分割を行う。

ア 分割割合1株につき3株の割合とする

イ 分割の基準日本総会の日翌営業日から起算して、3週間後の日

ウ 分割の効力発生日 本総会の日翌営業日から起算して、4週間後の日

(3) 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の廃止の件

令和2年6月26日開催の当社第95期定時株主総会において継続が決議された当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を廃止する。

2. 提案の理由

(1) 自己株式取得の件

代表取締役社長の石田甲氏をはじめとする現在の取締役会は、これまで当社の企業価値向上に貢献することなく、長年の非効率な資産配分と資本政策、羊頭狗肉な経営計画によって、事実として株価は極めて低い水準で推移しています。弊社はこれまで幾度となく改善案を提案及び要望してまいりましたが、取締役会の回答はあくまで「検討する」に留まり、具体的な行動に移さず、目の前の課題を放置しています。現在の取締役会には今後も自主的な改善を期待することはできないと判断したことから、現在の極めて低価格な株価から脱却すべく、自己株式の取得を提案いたします。

一般的には、市場において株価が低い評価を受けている場合、会社は自社株を買戻すことで、株主に投下資本回収の機会を与えるだけでなく、株式市場に対して「自社株が市場において不当に安い評価を受けている」との見解を示すことができます。自己株式の取得を通じて、将来の企業価値向上に資することになります。当社の株価は遺憾にも長年低迷を続けており、株式市場は当社の企業価値を極めて低く評価しています。これは現在までの企業業績も一要因になりますが、それ以上に保有資産を有効活用できていない取締役に対する期待の低さを表していると考えます。また、現在の取締役会では自主的な自己株式取得の決断力が無いことは明らかであることから、株主総会の決議によって自己株式の取得を決議すべきです。

(2) 株式分割の件

弊社はこれまで当社の取締役に対して株式の流動性を向上してほしい旨を伝え続けてきましたが、当社株式の売買高は極めて低く、日毎では売買高がゼロの日も見受けられます。この状況を打開し、改善しようとしなないのは上場企業としていかなるものでしょうか。また、当社は2022年1月、取締役会から弊社が招集請求した臨時株主総会における株主提案について反対意見を表明されましたが、その中で現在の流動性に関して、「現在の株価水準は東京証券取引所が推奨する投資単位である5万円～50万円の中間に位置するため問題ない」と反論しており、現在の流動性を正当化されています。

しかしながら、弊社としては取締役会の主張が決してそれを正当化するものではないと考えております。推奨される投資単位内であれば、目の前の流動性の低さは見過ごして良いというお考えなのでしょうか。重要なのは「流動性」や「売買高」であり、「投資単位」ではないと考えております。仮に東京証券取引所が推奨する値幅に位置していても売買がされていなければ問題ないとは言えないのではないのでしょうか。そして、このような株式の流動性の低さは、投資家の当社に対する投資意欲を失わせ、当社のバリュエーションを低下さ

せる一要因となっています。実際に弊社以外の投資家からも流通株式の流動性向上については要望を受けていると先日の臨時株主総会で伺っております。なぜ「流通株式の流動性の改善」にも未だ着手される気配もなく、企業価値向上に対する意欲が垣間見えない状況が続くのか疑問が残るため、この度、株主提案という形で上程させていただきます。

(3) 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の廃止の件

敵対的買収における最大の防衛策は株価の向上です。しかしながら、当社が行っていることは、現在の低迷した株価水準を容認しつつ、なお買収防衛策の導入継続の意思があることから、現取締役の保身と判断せざるを得ません。目の前の課題を改善する姿勢は取らず、一方で買収防衛策のメリットのみを強調されるのは、取締役会による我田引水です。また、買収防衛策の導入は、より良い条件で株式を売却する機会を少数株主から奪うことになる恐れもあるため、買収防衛策の継続は少数株主の利益に反します。また、一般的に、コーポレート・ガバナンス・コード導入後は買収防衛策を廃止する傾向にあり、当社においても買収防衛策は廃止すべきです。

一方、買収防衛策の導入は、最終的に株主に決定が委ねられる設計であり株主の総意で決議されることだと反論されるでしょうが、株主としてはこの悲惨な株価や業績状況でそもそも“導入した買収防衛策を継続する判断に至るその姿勢”そのものに異議を唱えます。そして、弊社は石田社長の経営成績に鑑みると、より適切な経営者がいると考えております。少なくとも現状維持では一株主として期待できません。株式価値向上に全く繋がらない買収防衛策は導入するべきではありません。

なお、本議案が対象とする買収防衛策の有効期限は、**2022年6月**開催の定時株主総会終結の時までであることは承知の上ですが、今後新たに買収防衛策を導入することに強く反対する弊社の意向を示すために本議案を上程した次第です。

以上